

成果有体物提供契約書雛形の一部改定

新旧対照表

旧	新
(略)	(略)
	<u>(輸出管理)</u> <u>第 2 3 条 乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令を遵守する。</u> <u>2 乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた（売却、譲渡、貸与その他あらゆる手段により提供を受ける場合を含む。）貨物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して移転してはならない。</u> <u>3 乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して開示又は移転してはならない。</u>
<u>第 2 3 条</u> (略)	<u>第 2 4 条</u> (略)
<u>第 2 4 条</u> (略)	<u>第 2 5 条</u> (略)
第 2 章 契約終了後返却の場合の取扱	第 2 章 契約終了後返却の場合の取扱
<u>第 2 5 条</u> (略)	<u>第 2 6 条</u> (略)

<u>第26条</u> (略) <u>第27条</u> (略) <u>第28条</u> (略) (存続条項) <u>第29条</u> 本契約が終了した場合（終了理由の如何を問わないものとする。）でも、第9条、第10条、第13条、第15条、第18条<u>及び</u>第23条の規定は有効に存続する。 第3章 契約終了後処分の場合の取扱 <u>第30条</u> (略) <u>第31条</u> (略) <u>第32条</u> (略) (存続条項) <u>第33条</u> 本契約が終了した場合（終了理由の如何を問わないものとする。）でも、第9条、第10条、第13条、第15条、第18条、第23条、<u>第31条及び第32条</u>の規定は有効に存続する。 第4章 契約終了後譲渡の場合の取扱 <u>第34条</u> (略)	<u>第27条</u> (略) <u>第28条</u> (略) <u>第29条</u> (略) (存続条項) <u>第30条</u> 本契約が終了した場合（終了理由の如何を問わないものとする。）でも、第9条、第10条、第13条、第15条、第18条、<u>第23条及び第24条</u>の規定は有効に存続する。 第3章 契約終了後処分の場合の取扱 <u>第31条</u> (略) <u>第32条</u> (略) <u>第33条</u> (略) (存続条項) <u>第33条</u> 本契約が終了した場合（終了理由の如何を問わないものとする。）でも、第9条、第10条、第13条、第15条、第18条、第23条、<u>第24条、第32条及び第33条</u>の規定は有効に存続する。 第4章 契約終了後譲渡の場合の取扱 <u>第35条</u> (略)
--	--

<u>第35条</u> (略)	<u>第36条</u> (略)
<u>第36条</u> (略) (存続条項) 第37条 本契約が終了した場合（終了理由の如何を問わないものとする。）でも、第5条から第7条、第9条、第10条、第13条、第15条、第18条、第23条、<u>第35条</u>及び<u>第36条</u>の規定は有効に存続する。なお、乙が本成果物を第三者に提供する場合は当該第三者に本存続条項（第9条、第10条、第13条、<u>第35条</u>を除く。）を遵守させるものとする。	<u>第37条</u> (略) (存続条項) <u>第38条</u> 本契約が終了した場合（終了理由の如何を問わないものとする。）でも、第5条から第7条、第9条、第10条、第13条、第15条、第18条、第23条、<u>第24条</u>、<u>第36条</u>及び<u>第37条</u>の規定は有効に存続する。なお、乙が本成果物を第三者に提供する場合は当該第三者に本存続条項（第9条、第10条、第13条、<u>第36条</u>を除く。）を遵守させるものとする。